

募集 住み替え支援セミナー・相談会

問合せ 市民参加・住宅施策課（内線3644）

6月15日 金
団地住民センター

高齢者の住まいや住み替えについてのセミナーと、相談会を開催します。今年度は4回開催する予定です。7月以降の日程は本紙でお知らせします。市内にお住まいの高齢者や家族の方など、ぜひ参加してください。



住み替え支援セミナー 午後1時～2時30分

高齢者の住まいや住み替えのことなどを分かりやすく説明します。どこに相談していいかわからない、住み替えのことをちょっと聞いてみたい方など、気軽に参加してください。
*直接、会場に来てください。

住み替え支援相談会 午後2時30分～5時 定員4組

高齢者住宅への住み替えや不動産の処分など、幅広い内容の相談に応じます。住まいのことで困っている、将来のためにもう少し詳しい話を聞いてみたい方など、皆さんに合わせた支援策を一緒に考えます。

申込み 6月13日までに市民参加・住宅施策課

保健 国保と後期高齢者医療

問合せ先は、各記事の最後に記載

保険税（料）額決定通知書

今年度の通知書は、6月中旬に送付します。
*失業や特別な事情で生活が著しく困窮し、納付が困難な方は、申請すると減免になる場合があります。

◆国民健康保険税

通知書は、世帯主に送付します。世帯主が国保に加入していても、世帯に国保加入者がいる場合は世帯主に送付されます。

納付方法・開始時期

- 納付書か口座振替で納付する方 6月から
- 年金から差し引かれている方 4月・6月・8月は、2月と同じ額が年金から差し引かれます。10月以降の支払い額で、今年度の保険税額と金額を調整

国民健康保険税率などの改定

昨年度までは、各市町村ごとの医療費などを基に保険税などを決定していました。平成30年度からは、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、道が示す市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した国保事業費納付金と標準保険料率を基に決定します。

決定に当たっては、急激な負担増とならないよう、軽減対策や緩和措置をとっています。

	①所得割	②均等割	③平等割	④限度額
医療分	7.45% (7.2%)	21,800円 (21,000円)	24,900円 (24,000円)	54万円
支援分	2.37% (2.3%)	6,200円 (6,000円)	8,300円 (8,000円)	19万円
介護分	2.31% (2.4%)	8,800円 (9,100円)	4,600円 (4,800円)	16万円

*（ ）内は、平成29年度の数値です。

- ①所得割 被保険者の総所得金額等から基礎控除33万円を控除した額に、表の税率を乗じた額
- ②均等割 被保険者1人あたりの額
- ③平等割 1世帯あたりの額
- ④限度額 ①～③の合計額の上限額

軽減制度の拡充

適用される世帯の範囲を広げ、軽減制度を充実させました。

軽減割合	世帯主と被保険者の前年の総所得金額等の合計額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	(33万円+27万5,000円×被保険者数)以下
2割軽減	(33万円+50万円×被保険者数)以下

*世帯主には、国保の被保険者ではない世帯主も含まれます。

*被保険者には、国保から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も継続して同じ世帯に属している方も含まれます。

問合せ 保険年金課（内線2115）

◆後期高齢者医療保険料

保険料は均等割と所得割の合計で、個人ごとの納付です。

納付方法・開始時期

- 納付書か口座振替で納付する方 6月から
- *年金から差し引かれている方で、4月から仮徴収されている場合は、6月が今年度2期目の支払い月です。

保険料の計算方法

1年間の保険料

$$\text{均等割 } 1人5万205円 + \text{所得割 } (\text{平成29年中の所得} - 33万円) \times 10.59\%$$

*月の途中で加入したときは、加入月からの月割りです。例えば、9月15日に加入した場合の保険料は7カ月分になります。

問合せ 保険年金課（内線2101）